

第2号様式

鹿児島県警察車両の管理等に関する訓令（概要）

（平成10年11月11日 鹿児島県警察本部訓令41）

この訓令は、鹿児島県警察車両（以下「車両」という。）の機能を最高度に確保するとともに、その適正かつ効率的な使用及び良好な管理を図るため、必要な事項を定めたものである。

本訓令の主な内容は、

- 本訓令の趣旨
- 車両の総括管理者に関する事項
- 車両使用責任者に関する事項
- 安全運転管理者等に関する事項
- 整備管理者に関する事項
- 車両の使用に関する事項
- 車両監査及び点検に関する事項
- 整備に関する事項
- 燃料の管理に関する事項
- 自動車整備工場に関する事項
- 車両の借り上げに関する事項
- 私有車両の使用に関する事項

等である。